

(市民協働部)

【千里ニュータウン観光事業について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 69の千里ニュータウン観光事業について伺います。千里ニュータウン観光事業は平成25年度から開始されたと伺っていますが、これまでにどのようなことをされてきたのでしょうか。

<答弁>

千里ニュータウン観光事業は、千里ニュータウンのまちびらき50年を機に千里の魅力発信事業として、平成25年度から実施し、市と地域住民と協働で40回にわたり編集会議を行ってまいりました。

当初は、観光マップとして企画しておりましたが、編集会議を進める中で、市外の来訪者を増やすのも重要ですが、千里の住民の方が自分たちのまちの魅力を再発見し、住みたいまちにしていきたいという思いを込めて、『ぶらり千里「魅力発見ガイドブック」』といたしました。

この編集作業では、千里ニュータウンならではの特性に基づき、吹田市の一部を含め開発前の千里丘陵の地形・歴史・暮らしの記憶をニュータウンと上新田の中から選び、編集会議の委員の方と職員が、ひとつ、ひとつ、まち歩きを行い、おすすめコースの設定や、その地域のエピソードの収集・写真撮影を行うなど、地域の資源の発掘を行ってまいりました。

(質問)

事業概要には、観光マップの作成、観光案内ボランティアの人材登録、千里グッズの開発販売とありますが、それぞれ具体的に説明してください。

<答弁>

観光マップの作成ですが、これまで情報収集いたしました内容を観光ガイドブックとして作成致しました。掲載内容としましては、「千里のあゆみ」、「千里ウォーキング探訪」、「千里の見どころ」、「千里ミニ辞典」などでございます。

次に観光案内のボランティアの人材登録でございますが、長年、千里ニュータウンに居住し、まちの歴史を熟知する方を中心に、このガイドブックを活用しボランティアガイドをして頂く予定にしております。次年度は観光案内ボランティア養成講座を開催し、人材育成に努めてまいります。

千里グッズについてでございますが、千里を訪れた人に「千里のおみやげ」として手に取って頂ける千里に関連したグッズを考えております。開発については市内の事業者などの協力を得ながら進めていきたいと考えております。

(質問)

この事業と(仮称)豊中ブランド戦略の策定事業との関係性について教えてください。

<答弁>

千里ニュータウン観光事業は、都市型観光事業の一つであり、「(仮称)豊中ブランド戦略」

が目指す豊中のブランド化のうち、千里地域に特化した「千里の魅力」発信を行うことで、豊中の都市ブランドの向上に寄与できるものと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

観光事業と聞くと、正直、豊中には馴染まないように感じましたが、「千里の住民の方が自分たちのまちの魅力を再発見し、住みたいまちにしていきたいという思い」で事業に関わられていることは高く評価します。豊中ブランド戦略を策定する上で、ひとつの参考材料、モデルケースにもなりえると思いますので、様々な取組みを行って頂くことと同時に、一つ一つの取組みの効果検証をしっかりと頂き、市全体の魅力発信やブランドづくりに活かせるようにして頂きたいと要望しておきます。また、千里グッズの開発については、来年度すぐに行われる訳ではないようですが、一過性のものではなく、持続可能なグッズになるよう、しっかりとした戦略と綿密な計算を経てた上で、作成して頂きたいと要望しておきます。

【住民基本台帳カードと個人番号カードについて】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 84の住民基本台帳カード事業及び個人番号カード事業について伺います。まず、住民基本台帳カードと個人番号カードの違いについて詳しく教えて下さい。

<答弁>

住民基本台帳カードは、住民基本台帳法の規定に基づく、行政事務の合理化と住民の利便増進を目的とした住民基本台帳ネットワークシステムの機能の一つで、市は「自治事務」としての交付を行っています。

個人番号カードは、いわゆるマイナンバー法の規定に基づく、社会保障や税制度の効率性・透明性及び国民の利便性の向上を目的としたマイナンバー制度において国民とサービスとの媒介となるもので、市は「法定受託事務」として交付を行います。

個人番号カードは、裏面に記載されたマイナンバーにより同番号の届出手続き時に使用できるほか、パソコンで本人認証をすることによりマイナンバー制度において利用された自己情報の記録を確認できるようになる予定です。

全国の市町村がカード作成等の事務を委任した団体に、国民が交付申請をおこなうこととなりますので、住民基本台帳カードに比べて申請から受取りまでの期間がかかります。

住民票の写しなどのコンビニ交付サービスや、インターネットを利用した手続きに使用する電子証明書については、利用方法などの取り扱いを国が検討しているところで、住民基本台帳カードとの相違点があるものと想定しています。

(詳細)

住民基本台帳カードは、顔写真の有無が選択可能で、発行後10年間有効、交付手数料は市条例で定める額ですが、

個人番号カードは、顔写真ありで、発行日から10回目の誕生日まで有効、20歳未満の場合は5回目の誕生日まで有効、交付手数料は無料の方向で検討されています。

(質問)

現在は証明書発行手数料を減額するなどして、住民基本台帳カードの利用を推進していますが、今年の12月末で住民基本台帳カードの新規交付は終了となる予定です。それでも、来年度も住民基本台帳カードの新規交付が終了する直前まで、住民基本台帳カードの作成及び利用を推進されるおつもりでしょうか。

<答弁>

市では、コンビニ交付サービスの推進のみでなく、マイナンバー制度による公平・公正な社会の実現や、国民の自己情報コントロール権確保のために果たすべき個人番号カードの役割を認識し、住民基本台帳カードからの移行を積極的に進めていくこととしています。

住民基本台帳カードの新規交付が終了する直前においても、コンビニ交付サービスや電子証明書の利用のためには、市民の方の希望に応じて同カードの交付が必要になります。交付の際には、両カードの制度趣旨や利用方法の違いなどを丁寧に説明し、希望されるサービスの正確な把握と適切な提案を致します。

既に住民基本台帳カードを所持している方につきましても、各サービスの利用において変更がみこまれること、個人番号カードの交付申請から受取りまでに期間が係ることから、ひとりひとりの状況に合わせた適切な案内を、早期に行ってまいります。

(意見・要望)

申請から受取りまでの期間や利用方法など個人番号カードに関する詳細が未だに分からないようですが、住民基本台帳カードは今年の12月28日で新規交付が終了することが決まっているわけですし、個人番号カードの交付開始と合わせて、市民への周知のタイミングを見極めていただくとともに、個々の状況やニーズに応じた紹介をして頂くことを要望しておきます。

【新卒未就職者職業体験事業について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 182に新卒未就職者職業体験事業として、2131万2000円の予算計上がなされていますが、事業の詳細を教えてください。

<答弁>

本事業は平成22年度から実施しているもので、新規学校卒業者等の就職内定率が下落している社会情勢を踏まえ、新規学校卒業者等で就職が内定していない人の支援策として、市役所での仕事を臨時職員として体験してもらい、職業観の育成を図りながら、キャリア形成のステップを図ることを目的とした事業でございます。

(質問)

新卒未就職者を市の臨時職員として雇用するようですが、ここ数年の雇用数及び、臨時職員としての雇用が終了した後の進路についてはどの様になっているのでしょうか。

＜答弁＞

平成22年度は27名採用し、7名が正規雇用、20名が非正規雇用(一般職非常勤職員や嘱託職員)で終了。平成23年度は17名採用し、7名が正規雇用、10名が非正規雇用で終了。平成24年度は15名採用し、7名が正規雇用、1名が非正規雇用、7名が次年度公務員試験受験予定等で終了。平成25年度は10名採用し、5名が正規雇用、2名が非正規雇用、3名が次年度公務員試験受験予定等で終了。平成26年度は9名採用し、現在のところ、4名が正規雇用、2名が非正規雇用となっています。

(意見・要望)

事業の内容や目的は理解できました。毎年、正規雇用につながっておられる方もおり、事業の必要性は感じます。ただ、事業の目的がどれだけ達成されているのかについては課題があると思います。ご答弁にあったように、市役所での仕事を臨時職員として体験してもらい、職業観の育成を図りながら、キャリア形成のステップを図ることを目的とした事業であるならば、採用後、非正規雇用で終了する方がまだまだおられますし、非正規雇用のまま長期化しているケースもあると伺っています。事業開始当初は、雇用労働課だけでなく、全庁的に様々な部局で臨時職員として採用され、その結果、各部局においてそのまま一般職非常勤職員として雇用されてしまうといった事業目的にあわないケースが続出したことから、現在は、雇用労働課と市民課のみでの採用としているようです。それでも、非正規雇用が発生しています。比較的、雇用労働課で採用された方は正規雇用につながっているケースが多いそうですし、非正規雇用になって終了したケースでも、つながりを保たれているケースが多いようで、やはり就労支援のノウハウの高さを感じました。この事業の採用を全て雇用労働課でするとなると、かなりの負担になると思いますし、むしろ、雇用労働課のノウハウを他の課や部局にも広めていくことが重要な気がします。是非、市民課にも雇用労働課のノウハウを提供しながら、一人でも多くの方がこの事業を通して、正規雇用につながるようご尽力頂けたらと思います。また、一つ提案ですが、これまでに多くの採用者がおられ、その中で、民間、公務員問わず正規雇用につながった方が結構おられます。そういった方々のこの事業を通しての体験談や感想などを集めて冊子などについて、これからこの事業を通して正規雇用を目指す方々に提供したらどうでしょうか。同じような挫折や境遇を経験してきた方々の体験談や感想に触れることで、モチベーションや意識の向上につながったり、正規雇用に向けた取り組む道筋などが見いだせるなど、正規雇用に向けたきっかけになるかも知れません。ぜひ、ご検討いただければと要望しておきます。

【とよなか起業チャレンジセンターについて】

(質問)

起業チャレンジセンターにおける事業内容及び予算の内訳について教えて下さい。

＜答弁＞

事業運営に係る委託費800万円

施設の清掃や機械警備、消防用設備等の保守点検といった施設の維持管理委託費290万円

設備の更新・修繕など施設維持修繕費90万円

地元自治会への土地使用料48万円

事務管理費12万8千円

火災対応として建物総合損害共済費7千円

合計1241万5千円

(耐震工事費865万8千円)

(質問)

起業チャレンジセンター内の貸し部屋や貸しスペースの制度概要を教えてください。また、ここ数年の貸し部屋や貸しスペースの活用状況の推移を教えてください。

<答弁>

センターの会員は、個室の他、大部屋を複数の起業家でブースを区切って共用するシェアドオフィス、共用デスクのみのフリーシートの3種類から、起業の状況にあわせて選択する仕組みとなっています。

個室とシェアドオフィスは、起業3年以内の方が対象。3年を限度に365日・24時間利用可能、フリーシートは、起業5年以内の方が対象。3年を限度に平日10時から18時まで利用可能。

平成24年度から今年度までの各年度末時点での利用状況の推移

(平成24年度末)

個室2社、シェアドオフィス6社、フリーシート6社

(平成25年度末)

個室利用なし、シェアドオフィス6社、フリーシート8社

(今年度2月末)

個室2社、シェアドオフィス5社、フリーシート7社

(質問)

貸し部屋や貸しスペースを活用された方々のその後の展開はどのようになっているのでしょうか。どのくらいの割合で実際に起業されているのでしょうか。また、実際に起業された方々は継続して事業を展開されているのでしょうか。

<答弁>

これまでに、様々な業種・業態の起業家の方々が卒業。現在も多くの方々が起業後、継続して活躍されている。

平成24年度から今年度2月末まででは、7名が利用期間満了により卒業し、3名が利用期間内に退会。また、卒業者7名のうち、6名が現在も事業を継続していることを確認しています。

(質問)

起業チャレンジセンター内の貸し部屋や貸しスペースの利用件数はそれほど多くないようにも感じますが、一方で、卒業者の多くの方々が起業後、継続して活躍されておられるようですし、平成24年度からの状況でも、卒業者7名のうち、6名が現在も事業継続されている

とのこと。センター会員の多くが事業継続するための取り組みについて教えてください。

＜答弁＞

とよなか起業チャレンジセンターは、産業振興施策を展開する拠点として様々なセミナーや相談に対応するとともに交流の場として運営しておりますと同時に、会員となった方には、個室やシェアオフィスという利用ブースを専用して頂いております。

これらのスペースは、単なる貸スペースとしての提供ではなく、事業計画づくりや事業を軌道に乗せるために常駐するマネージャーの支援を常時受けることや、他の会員との相互交流を積極的に希望されることが、会員となる条件としております。

また、起業の相談は千差万別ございまして、アイデアや気持ちが先行したままで企業に着手するにはあまりに準備不足、危険であるというケースも多々ございます。

こうした相談には、落ち着いて情報収集と状況分析をすること、起業の着手はその後、一步一步を着実に進めましょうとアドバイスすることも重要な役割と位置付けております。

なお、会員としてこうしたスペースを利用できる期間は3年を限度としておりますが、卒業後も相談・交流の場として、センターを訪れ、様々な利用をして頂いております。

センターの会員、利用者の多くが起業し、その後も事業継続をされて頂けるよう、こうした取り組みを重ねております。

（意見・要望）

単に、誰でもかれでも会員になってもらうのではなく、事業計画や状況分析などをしっかりと精査した上で、会員になって頂いていること、単なる気持ちやアイデアだけではなく、覚悟や情報を一定有した方の支援をされていることが理解できました。そういった取組み、事業運営が、起業後の事業継続率が非常に高い結果にも繋がっているのだと思いますので、今後もしっかりと起業されたい方の思いや考えには耳を傾けるとともに、各自の意識や覚悟、ビジョンなどを確認し、それぞれの状況に応じた対応を、引き続きして頂きたいと要望しておきます。

(情報政策室)

【情報政策監の廃止について】

(質問)

今年度で、情報政策監が廃止となりますが、わずか数年での廃止となります。情報政策監が設置された当初の目的について教えてください。また、情報政策監として就任して以来、今日までの振り返りと総括をお聞かせ下さい。

<答弁>

平成23年4月の機構改革において情報政策監が設置された目的は、情報政策にかかる全庁的な戦略の立案及び推進のための総合調整・指導により、情報システムの全体最適化を図るためであります。

4年間の取り組みとしては、主に、住民情報システムの最適化基本方針の策定とオープン化への移行開始、新しいセキュリティポリシーの策定とそれに基づく管理策の全庁的な実施などがございます。

情報政策監設置による効果としては、市の業務を進めるうえで欠かせないものとなっている情報システムを監督する者を市の組織として明確に位置づけたことにより、情報政策にかかる各部局との連絡調整やセキュリティ事故発生時においてより迅速で機動的な対応が可能になったと認識しております。

(質問)

今年度で情報政策監が廃止されますが、当初の目的が達成されたことによる廃止なのか、組織機構体制としての課題を感じての廃止なのか教えてください。

<答弁>

機構改革に当たっては、本市の情報政策について、より効果的・効率的に企画調整し、関連施策の推進を図るためにはどうすればよいかという観点から、市組織全体について総合的に検討した結果、見直しを行うこととしたものです。

今回の見直しにより、総務部が所管している事務管理、文書管理、法務、人事管理など、各部局の業務遂行の支援や統括にかかる事務と一体的に推進することによる相乗効果を得るとともに、情報公開及び個人情報保護に関する事務と情報政策質が所管している情報漏えいリスクへの対応についても一体的・総合的に推進することによる情報の利活用機能の強化を図るものです。

(質問)

情報政策監が廃止され、来年度から情報政策室は、総務部に移管されます。情報政策監のもとで業務に従事する場合と、総務部長のもとで業務に従事する場合で何か異なること、期待されること、危惧されることがあれば教えてください。

<答弁>

情報公開課が現在所管しております情報公開及び個人情報保護に関する事務が情報

政策課に移管されるほかは、従来より情報政策質が担ってきた情報政策にかかる全庁的な企画や調整業務が変更されるものではありませんが、組織改編により、総務部が所管する事務管理、文書管理、法務、人事、給与などの全庁的な支援及び統括的な事務との連携による相乗効果がいっそう発揮できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、迅速で機動的なセキュリティ対応が引き続き可能となるよう、個人情報保護に関する事務や情報セキュリティ管理策を総合的に推進し、全庁的なリスク管理の更なる充実を図ってまいります。

(意見・要望)

情報政策室が単独の独立したものから、総務部に編入される訳ですが、これまで以上に全庁的なリスク管理の充実に努めて頂きたいと思っております。

(危機管理室)

【自主防災体制推進事業について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 237に自主防災体制推進事業として、504万2000円の予算計上がなされています。まずは、事業の詳細と、来年度、拡充事業とのことですが、拡充内容について教えて下さい。

<答弁>

本事業は、地域防災力アップセミナーや出前講座などの実施、わが家の防災マップや、今年度新たに作成致しましたコンパクトガイドなどの印刷と防災啓発や、自主防災組織の結成促進、及び小学校区単位の自主防災活動の推進などといった地域における防災活動の支援を行うものでございます。

さらに、今年度まで東日本大震災復興支援事業として行ってまいりましたボランティアバスを、今後は、被災地支援はもとより、高校生などの若者を中心とした市民や、阪神淡路大震災を経験していない職員などが、被災状況や対応、復興に向けた取り組みなどを学ぶことにより、本市の防災力向上にも繋がるものとして実施してまいりたいと考えております。

拡充内容は、小学校区単位で行われております自主防災活動に対し実施しております補助に3年間の機嫌を設けておりましたが、この期限を撤廃するものでございます。

(質問)

「事業概要には、市民が直接被災地を訪れるボランティアバスなどの事業を実施します。」とありますが、被災地を訪れた市民はどのようなことを現地ですれ、また、豊中に戻ってきてから、被災地を訪れた経験や体験を、どのように活かされているのでしょうか。

<答弁>

ボランティアバスでございますが、平成23年8月から東日本大震災被災地に向けて運行してまいりました。

当初は、震災がれきの除去や、全国から集まった支援物資の整理などの要望に応じた協力を行いました。時間の経過に伴い、津波避難誘導看板の取り付けや、堤防が破壊されている町を洪水などから守るための土のうの作成などの作業が求められ、協力致しました。

また、作業だけでなく、仮設住宅を訪問して、被災者に寄り添い、心の触れ合いを行うなど精神面での支援も行っております。

さらに、被災状況の視察を行うことはもとより、被災地の職員や住民、高校生から震災当時の様子や、復興への取り組みなどを直接聞くことで、大規模災害の恐ろしさを学び、災害への備えの重要性について考えて頂いております。

帰りのバスの中では、それぞれが感じたことを発表し、本市に戻ってからは各学校や団体で報告会を実施頂いておりますほか、1月17日にアクア文化ホールで開催した「忘れない1995. 1. 17 in とよなか 阪神・淡路大震災20年の軌跡」などのイベントでは、広く市民に防災・減災、被災地支援などについて発表頂いております。

(質問)

事業の内容は非常に重要かつ意義のあるものと思いますが、危機管理室が所管している内容かどうか疑問があります。むしろ防災教育、社会教育等の教育的目的、意義が強いように感じますし、より多くの方々にこの事業を通して、意識啓発を展開していこうと思うと、人員数の限られている危機管理室が担うよりも教育委員会が所管した方が、より幅広く事業展開が可能になるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本事業は、被災地支援業務で連携しておりました市社会福祉協議会や、参加校の教員などに協力頂き実施してまいりました。また、教育委員会青少年育成課が事務局を務めます豊中市青少年連絡協議会が、青少年指導者育成の目的で、危機管理室と連携を図り実施しております。

ボランティアバスは、市民の防災意識向上、総合的な防災力向上に非常に有意義であると考えておりますことから、今後、どのような実施方法がふさわしいか、参加団体や内容などに応じて検討して参りますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

ボランティアバスを、「今後は、被災地支援はもとより、高校生などの若者を中心とした市民や、阪神淡路大震災を経験していない職員などが、被災状況や対応、復興に向けた取り組みなどを学ぶことにより、本市の防災力向上にも繋がるものとして実施していきたい」とのことです。最近では、被災状況の視察だけでなく、現地の職員や住民等から様々な話を聞き、大規模災害の恐ろしさを学ぶとともに、各自が感じたことを発表し合ったり、報告会を開催するなど、教育的要素が非常に強いように感じますので、危機管理室が所管して事業展開することを否定するつもりはありませんが、より多くの若者をはじめ、市民の方々に学びの機会を提供するために、事業の拡充を考えるのであれば、人員体制なども考慮して、今後、どのような事業主体、事業手法が望ましいのか、検討して頂きたいと要望しておきます。

(政策企画部)

【PRプロモーション事業について】

(質問)

事業別補正予算説明書P. 3のPRプロモーション事業について伺います。予算計上されている510万円で、どのような施策を、どのような手法でPRしていくおつもりなのか。

<答弁>

まず、PRする施策についてでございますが、「音楽あふれるまちとよなか」や、「高校野球100周年記念事業」「子育て支援に関する取組み」など、本市の都市イメージ向上につながるようテーマを設定し、市域はもとより、市外に向け積極的にPRする予定です。

次に、手法に関しましては、今年度実施いたしました民間が発行するフリーペーパーなどの紙媒体や、駅や電車などの活用した交通広告媒体を含め、そのPR内容に沿って、最適な媒体を選択、組み合わせて実施してまいりますので、よろしく申し上げます。

(質問)

今年度、(仮称)ブランド戦略策定事業の中で実施された梅田駅での広告掲示などによるPR効果について、市としてどのような分析を行われ、どのような評価をされているのでしょうか。

<答弁>

PRプロモーション事業の効果についてですが、これまで継続的に行ってまいりました、「るるぶ豊中市」などの市外向けPRの一環として、阪急梅田駅構内の円柱広告などを実施したものでございます。現段階では、一定の効果が上がったのではないかと考えております。

具体的に申し上げますと、今回のテーマは「音楽あふれるまち豊中」を前面に打ち出したものでありますが、その主要イベントであります、豊中まちなかクラシックについて申し上げますと、平成25年度に比して、応募人数が2557人から5342人とおよそ2.1倍となり、そのうち市外からの応募割合も23.0%から31.5%と、8.5%の増加という結果が出ております。また、会場でのアンケートによりますと、ほぼ半数の47.2%の方が、阪急梅田駅の円柱広告や駅構内のポスター、フリーペーパー「TOKK」のいずれかを目にしており、広告効果が十分にあったものと認識しております。

(質問)

既存の(これまでに行ってきた従来の)PR手法と比べて、費用対効果の面で、どのようなメリット、デメリットがあったと感じておられるのかも合わせてお答え下さい。

<答弁>

費用対効果の面でのメリット、デメリットについてでございますが、メリットとしましては、市内にとどまらず、北摂地域や京阪神など広域をカバーしている様々な媒体を活用することにより、確実に市外の方々に本市の都市イメージをPRできるということがございます。

一方、デメリットに関しましては、今後、十分な分析が必要と考えておりまして、そのための評価指標設定が今後の課題であると認識しております。

このことにつきましては、審議会等のご意見を伺いながら、検討することとしてまいりますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

阪急梅田駅の円柱広告や駅構内のポスター、フリーペーパー「TOKK」への掲載により、豊中まちなかクラシックの応募人数が倍増したこと、市外からの応募も増えたことを考えると、具体的にどのツールが最も効果的だったのかは分かりませんが、今年度実施されたPR事業は効果があったと言えると思います。今回の結果を踏まえ、どのような事業や施策の場合に、既存の広報ツールではなく、今回のような広報ツールを活用するのが望ましいかなど、さらに検討や検証をして頂いて、より一層、豊中の都市イメージの向上に取り組んで頂きたいと思います。

【総合計画の実施計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 38及びP. 39には、第3次総合計画に基づく実施計画の策定とまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と二つの事業に予算計上がされています。まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の事業概要を見ると、豊中市の総合戦略と人口ビジョンを策定するとありますが、総合計画の実施計画と総合戦略との違いを分かりやすく説明して下さい。また、それぞれの策定期間についても教えて下さい。さらに、人口ビジョンの策定とありますが、いつ頃までのビジョンになるのか教えて下さい。

<答弁>

まず、総合計画の実施計画と総合戦略との違い、並びに策定期間についてお答えいたします。実施計画は、市が任意かつ独自に作るまちづくりの計画である総合計画に掲げた政策を展開するにあたり、具体的に進める事業を明らかにしたものであります。計画期間は3年間で、毎年度ローリングにより策定しております。一方、地方版総合戦略は、子育て支援や都市の魅力づくりなどの取組みを行うことにより、人口減少の歯止めや成長力の確保を図るため、5年間の計画を市町村が策定するものであります。平成27年度中に策定することで、この計画に基づく取組みについて国の財政的支援(1億500万円)を受けられることとなります。

次に、人口ビジョンについてですが、国におきましては、2060年までの長期ビジョンが示されており、各市町村においても、地方版総合戦略にあわせて人口ビジョンを策定することを国から求められています。市町村が策定する人口ビジョンの対象期間については、地域の実情に応じて設定することが可能であることから、今後、国の長期ビジョンも勘案しながら検討して参りたいと考えております。

(質問)

先ほどの答弁で、「子育て支援や都市の魅力づくりなどの取組みを行うことで、人口

減少の歯止めをかける」とのことでしたが、人口減少の歯止めをかけるために、子育て支援や市としての魅力を高め、人の流れを呼び込むだけでは事足りず、子育て前の支援も必要になってくるのではないかと思います。もともと市内に在住される方々が結婚したい、子どもを生みたいと思うような環境づくりが必要ではないかと思います。市の見解をお聞かせください。

<答弁>

結婚や出産に関しましては、個人の価値観や考え方などに関わる重要な問題であるため、個人の選択が最優先されるべきものです。しかし、家族形成を求めることや子育てをしながら就業継続を希望される場合は、それらを阻む問題を解決し、人生のコースを選択できるように、社会環境を整えていくことが需要であると考えております。

本市におきましては、子育て支援の情報誌の作成や子育て応援団養成等、子どもを安心して生み育てるための切れ目のない支援に取り組むとともに、今後、策定する市の総合計画や地方版総合戦略において、部局横断的な課題として検討する必要があると考えております。

(意見・要望)

地方版総合戦略については、来年度からの5か年計画を策定されるということですが、ぜひ、的確かつ明確な目標設定をして頂くことを要望しておきます。また、国の人口ビジョンに基づき、市が人口ビジョンを策定し、国としての人口減少に歯止めをかけることに、市として寄与しようと考えておられるのであれば、市の魅力を高め、市外からの流入人口の増加による人口増や人口維持だけでは、不十分ではないかと思います。豊中市として、いわゆる社会増によって人口の増加や維持が図れても、その分、人口が減少する自治体も出てくるわけで、国としての人口減少の歯止めにはなりません。そのために、もし国としての人口減少の歯止め、市として寄与しようとするのであれば、社会増だけでなく、自然増にも意識した取り組みが必要ではないかと意見しておきます。

【子ども、若者向けの広報について】

(質問)

市の広報媒体として、広報とよなかがありますが、広報とよなかの対象年齢について教えてください。また、市の情報を得るツールとして、現在の広報とよなかはどの程度、ニーズに答えているものと考えておられるでしょうか。

<答弁>

初めに広報誌の対象年齢についてですが、広報とよなかは、全ての世代を対象として発行しております。

次に子どもや若者のニーズについては、平成25年3月の「豊中市のまちづくりと情報化に関する市民アンケート調査」では、地域情報をどのように入手しているかという設問に対して、回答者全体の72.3%が広報とよなかなど行政の広報紙をよく利用すると回答されています。続いて、近隣住民などからの口コミなど人との会話が41.3%、「新聞」が39.2%と続いており、この結果から見ても、市の情報を提供する媒体として大きな役割を果たしているものと認識しております。

(質問)

インターネットの普及、携帯電話の多機能化、ネット媒体の多様化などにより、簡易な検索や情報入手手段として、幅広い世代でインターネットやデジタル媒体の活用の優先度が高まっているように思いますが、実態はどうでしょうか。紙媒体の広報とよなかについて、世代ごとでのどの程度、活用されているかが分かるデータがあれば、教えてください。

<答弁>

広報とよなかの世代ごとでの活用状況につきましては、先ほどの市民アンケート調査の結果では広報誌をよく利用すると答えたのは、10歳代では27.3%、20歳代では、66.7%となっており、続いて30歳代70歳代以上では、6割から8割を超える人が、良く利用すると回答しておられます。

(質問)

広報誌の利用については、10歳代が際立って低い状況にあることが分かりました。広報誌の対象年齢は、全ての世代を対象として発行しているとの答弁がありましたが、そうであれば、10歳代にもより利用してもらえるような記事の内容や掲載手法が必要なのではないかと思います。例えば、NHKで放送されていた「週刊子どもニュース」のように、10歳代の子どもたちにも分かりやすく市政を紹介する工夫を広報とよなかでもされても良いのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

広報とよなかでは、巻頭の見開きページで小学校区ごとにまちの魅力を写真やイラストで紹介する「マチカネくんと歩く～まちある記」や、小中学校の取組みを紹介する、裏表紙の「学校わかる新聞」など、子どもにも分かりやすく情報を伝えるコーナーを設けております。今後におきましても、広報モニターの市民の皆さんや、広報アドバイザーの専門家のご意見を参考にしながら、今後も工夫を重ねていきますのでよろしくお願い致します。

(意見・要望)

地域の情報を入手する手段として、多くの世代の方が広報とよなかを活用する意識が根付いていることは理解しました。一方で、10歳代は突出して広報とよなかを活用していないことが分かりました。これは、広報とよなかに記載されている情報をあまり必要としない世代であるということもあるかも知れませんが、内容が難しかったり、取っ付きにくかったりすることも影響しているように思います。各種事業や施策の情報、市にまつわる情報が10歳代の方々にとってもより親近感が湧くような、分かりやすく興味を惹くようなものとなるよう、子ども向けの情報発信についても今後検討して頂ければと思います。

【インターネットを活用した情報発信について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 29 インターネットを活用した情報発信等として944万6千円が計上されていますが、事業概要欄には、ホームページや動画

配信、ソーシャルメディアなどによる情報発信など、インターネットを活用した情報発信・提供・収集を行うとあります。それぞれ、具体的にはどのような内容の情報を、どのような形で、どのくらいの頻度で発信されているのでしょうか。

<答弁>

インターネットを活用した情報発信につきましては、現在、市公式ホームページと市公式フェイスブック、ユーチューブによる動画「とよなかチャンネル」により行っております。

その内容と頻度についてでございますが、ホームページでは、市政全般にかかわる情報を、庁内各課が毎日更新、フェイスブックでは、市の魅力にかかわる情報を、広報広聴課が毎日発信しています。また、動画配信では、市キャラクター・マチカネくんや市内で活躍する子どもたちの取り上げた動画などを、概ね月10本程度発信していますので、よろしくお願い致します。

(質問)

それぞれの媒体の視聴者や閲覧者はどれくらいおられ、特に傾向などもあれば教えて下さい。

<答弁>

視聴者数・閲覧数につきましては、ホームページの月当たりのアクセス数は、2015年1月で56万4469アクセス、2月で55万9980アクセス。フェイスブックでは、ページへの支持や共感を示す、いわゆる「いいね」の数が3月10日の時点で1769件。毎日の記事への「いいね」数は、120件前後となっています。また、ユーチューブ動画は平成26年度中175本を配信し、再生回数はいずれも81104回となっております。また、視聴者の傾向につきましては、閲覧者の属性が分かるフェイスブックでは、ページにいいねをしている人のうち、市内在住者は、半数より多い約1000人、年齢別にみると、全体の3分の1が35歳から44歳、4分の1が45歳から54歳となっておりますので、よろしくお願い致します。

(質問)

フェイスブックを活用している方が必ずしも若い世代だけではなく、40代や50代の方々も比較的活用されていることが分かりました。さて、公式フェイスブックを開設され、様々な情報発信をされていますが、現在は、市からの発信ツールとしてしか活用されていないように思います。フェイスブックを市民等からの情報を得るツールとしての活用、市民との双方向の情報共有ツールとしての活用についても検討してはどうかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

フェイスブックページにおきましては、市民との双方向の交流を図るため、4月から、市民から書き込みがあったコメントに対し、市からも返信コメントを掲載できるよう、現在準備を進めているところです。

コメントの返信により、ページへの書き込みや閲覧をさらに促し、交流を活発にすることで、市民との双方向の情報共有ツールとして活用してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

(質問)

市民との双方向の交流を図るため、4月からは、市民から書き込みがあったコメントに対し、市から返信コメントを掲載できるように準備されているとのことですが、誰が、どのような形で返信コメントを掲載していくのかなどのルール作りは必要かと思いますが、ぜひ、積極的に双方向の交流を図って頂きたいと思います。

さて、ユーチューブで「赤ちゃん 笑う」「赤ちゃん 泣きやむ」などと検索すると、色んなアニメーション動画が出てきます。その多くは視聴回数が何十万回、中には百万回を超えているものもあります。これまでもマチカネくんのPR手法や活用手法については提案をしてきましたが、現在、市が行っている動画配信で、乳幼児や子ども向けにマチカネくんをアニメ化した動画を作成し、配信することは出来ないでしょうか。マチカネくんのPRにもなりますし、生まれて間もない頃からマチカネくんを子どもたちが身近に感じられる、また、その保護者にとっても、マチカネくんが身近な存在になる可能性があるのではないかと思います。市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市キャラクター・マチカネくんのアニメーション動画についてのご質問につきまして、これまで、ユーチューブによる動画「とよなかチャンネル」では、「マチカネくん体操」を様々な場所で市民の皆さんと取り組んだ動画を配信してきました。

マチカネくんは、子どもたちをはじめ幅広い層に親しみやすくアピールが出来ることから、強力なPRの手法の一つとして積極的に活用しております。今後も、担当課である都市活力創造室と連携しながら、動画やその他さまざまな媒体で、マチカネくんによるPRを展開していきたいと考えております。

ご提案にありました、アニメーション動画につきましては、今後の参考とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

今回、提案させて頂いたことは、様々な課題等もあるかも知れませんが、マチカネくんによるPRは市として積極的に展開されている訳ですし、マチカネくんが市民に身近に感じられること、親しみを持たれることは望ましいことだと思いますので、ぜひ、今回の提案を検討して頂ければと思います。

【市民と行政の情報共有ツールについて】

(質問)

千葉市では、地域で日々発生している様々な課題を解決するため、ICTを活用した市民と協働で取り組む新たな仕組み(ちば市民協働レポート:通称ちばレポ)を構築されています。ちばレポを活用することで、地域の課題について、市民の方々からスマートフォン等を利用し、位置情報付きの写真レポートを送って頂き、WEB上で市民と市役所が情報を共有し、その課題に迅速に取り組むとともに、市民と市役所が共同して解決にあたる事が出来るということです。

当然、解決すべき課題等もあるように思いますが、市民協働によるまちづくりの推進、市民の市政や町のことに対する意識の向上、市民と行政との情報共有化の進展など、

メリットが多分にあるかと思いますが、こういった行政と市民との情報共有ツール及び市民協働ツールの構築について市の見解をお聞かせ下さい。また、既存の公式フェイスブックの機能を活用して、双方向の情報共有を図ることを検討できないかについても見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、豊中市では市民の声として市民に皆さまから市政に関するご意見やご質問などを、メールや電話、投書やFAXで受け付ける広聴事業を進めています。

千葉市の、市民と行政の情報共有ツールは、地域課題を、市へ要望するだけでなく、市民と行政との協働で解決につなげていくことを目指す仕組みです。

しかしながら、ご質問の情報共有ツールにつきましては、個人情報適切な取り扱いや情報の投稿ルール等、克服すべき課題も多く指摘されておりますことから、そのメリット・デメリットや、費用対効果を十分に見極めながら、関係各課とともに、先進事例の動向などを、調査・研究していく必要があると考えますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

まちレポに対する具体的な市民の声としては、「気が付いたときにすぐ投稿できるので便利」、「市役所の対応時間外でも、いつでも投稿でき、回答が迅速、他の投稿も確認できてよい」、また、「単に街を歩くだけでなく、街の問題点を意識するようになった」、「自分たちで出来そうなことは自分でという気持ちが強くなった」、「自分のまちを意識的に見るようになった」などの肯定的な意見が掲載されておりました。当然、課題やデメリットもあるかとは思いますが、単に市民と行政との情報共有を進めるだけでなく、市民協働によるまちづくりの推進、市民の市政や町のことに対する意識の向上などのメリットも期待できますので、ぜひ、前向きに調査研究して頂くことを要望しておきます。

(総務部)

【障害者就労支援について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 9に知的障害者就労支援事務として939万9千円が計上されています。現在、就労されている方の数、雇用形態及び雇用期間及び業務内容などを詳しく教えて下さい。

<答弁>

現在、知的障害のある職員については、市全体で6人雇用しています。雇用形態は一般職非常勤職員として雇用しており、雇用形態は1年任期で、良好に勤務をした場合、再度の任用を可能としています。

業務内容は、主に庁内の再生資源回収業務や簡易文書・郵便の庁内への配達業務、印刷・製本・封入等各課からの依頼に応じて業務を行っています。

(質問)

市として、障害者の就労支援、障害者雇用を今後どのように展開されていかれるおつもりなのでしょうか。事業の拡大について、就労支援や雇用枠の拡大等は考えておられるのでしょうか。また、知的障害以外の障害区分の方々に対する市としての就労支援や雇用はどのような状況にあるのでしょうか。

<答弁>

現在、知的障害者の就労支援については、行政総務室において、各部局からの依頼業務の確保を行うほか、配属先職場との連携や職員研修などにより、庁内における障害のある職員への理解と啓発に努めています。今後も引き続きこうした支援を進めます。

雇用枠の拡大については、新たな職域開拓や、必要な業務量の確保が課題となっており、各部局との調整を行いながら、慎重に判断していきます。

知的障害以外の障害区分も含めた就労支援については、障害者の職場定着の推進を図るため関係部局で設置している「障害者職場定着フォロー委員会」において検討実施していますが、今年度から障害のある職員への相談窓口の設置や新規採用者への面談を実施するなど改善に向けて取り組んでいます。

障害者の雇用については、平成26年6月現在、法定雇用率(2.3%)は達成しています。

(意見・要望)

ただ闇雲に障害者を雇用すれば良いということではなく、障害者であったとしても適材適所の視点を十分に踏まえた上で、容易なことではないとは思いますが、新たな職域の開拓に努めていただきたいと思います。

【総合評価入札について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 13に総合評価入札関連事務として51万円が計上されています。あらためて伺いますが、総合評価入札の評価項目として女性や障害者等の雇用についての項目を盛り込まれていると思いますが、具体的にどのような項目なのでしょう。また、更なる女性や障害者等の雇用機会の確保につなげていくため、評価項目をより簡易にした「簡易型総合評価入札」における項目内容についても教えて下さい。

<答弁>

標準型総合評価入札における女性や障害者等の雇用に係る評価項目については、公共性評価の福祉への配慮の項目の中で、障害者の新規雇用又は継続雇用や中高年者・ひとり親家庭の母親などの就職困難者の新規雇用、障害者の雇用率及び雇用者数などの10項目を設定しています。

簡易型総合評価入札における評価項目については、福祉への配慮の項目の中で、障害者に対する就労支援事業への取組み、就職困難者の新規雇用並びに障害者の雇用率の3項目を設定しています。

(質問)

女性や障害者等の雇用機会の確保という視点だけでなく、長期的に働き続けられる環境という視点も重要な視点ではないかと思いますが、総合評価の評価項目の中ではそのような視点も盛り込まれているのでしょうか。

<答弁>

標準型及び簡易型いずれの総合評価入札においても、既雇用者に対する継続雇用を評価項目として設定しています。

(意見・要望)

総合評価入札における、女性の雇用にかかる評価項目としては、ひとり親家庭の母親などの就職困難者の新規雇用を設定しているとのことですが、現行では、総合評価入札を実施しているのは清掃有人警備業務に限って行われており、この業務にどれだけひとり親家庭の母親が従事されているのか疑問があります。この点については、実態に沿った形で評価項目の見直しも必要ではないかと意見しておきます。

【事務事業評価について】

(質問)

事務事業評価について伺います。豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 19には、事業概要等として、「前年度に実施した事務事業を、担当課が費用や効果、効率な

どを分析し、事務事業の見直しを行います」と記載されています。評価を自らが行うことで得られることも一定あるのかも知れませんが、やはり自己評価と言うものは、客観性に欠け、固定概念や先入観などにより、潜在している課題や、現状より効果的、効率的な手法の発見が妨げられることになっていないか疑問です。事務事業評価を各担当課が行う(自らの評価を自らで行う)ことの効果と課題についてどのように認識されているのでしょうか。

<答弁>

事務事業評価については、事務事業の適正化・効率化・質の向上を図るために、前年度に実施した事務事業を対象に、担当課において手段や資源配分の観点から事業をふりかえり、その後の業務に反映していくという自己評価を原則としたマネジメントの仕組みの一つです。

担当課において自ら評価を行うことにより、原点に立ち返って事業を見つめなおし、改善を行い、有効性・効率性の向上を図るとともに、施策の進捗管理や職員間の情報共有、職場内での議論などに活用されています。

担当課におけるマネジメントシステムとして組織や職員に一層定着させていくとともに、評価結果を市民に分かりやすい形で提供できるよう、指標や記載内容を充実していくことが課題であると考えています。

(質問)

事務事業の客観的な評価として、第三者的立場からの評価も必要なのではないかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

事務事業評価については、行政評価全体の制度構築を検討する過程において、第3者機関の意見も伺いながら、作り上げてきたマネジメントのしくみです。

第3者評価については、いわゆる事業仕分けのように付属機関を設けて、公開の場で特定の事務事業についての議論を行うといった手法など、様々な手法があります。

本市では、企業会計を除く全ての事務事業について、総合計画、予算・決算、評価の情報をリンクさせ、計画段階、執行段階、評価段階のすべての過程において、分かりやすく情報を公開することで、より多くの意見を頂けるような環境を整え、広い意味での第3者評価の仕組みとしても運用しています。

(質問)

大阪大学の国際公共政策学部で、毎年、学生や大学院生による公開模擬事業レビューが開催されていることを御存じでしょうか。国際公共政策研究科の学生や大学院生が、国の事業について、事業の効率性や合理性を学生目線で審議し、その議論の様子も一般に公開されています。この公開模擬事業レビューを豊中市の事業をもとに開催して頂くことを検討されたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

<答弁>

現在、約1600項目の細事業を評価していますが、公開の場で事務事業の見直しについて議論する場合は、時間的制約などから対象とする事業数が10数項目に限定されるとともに、個々の事務事業ごとに議論を行うため、他の事業との関連性や施策のなかでの事業の

位置づけといった観点からの評価が難しいなどの課題もあると考えています。

評価については、一過性の運動として行うものではなく、マネジメントサイクルの中で継続的に見直しが行われ、資源配分の有効性・効率性を高めていくことができる持続的な仕組みとして運用すべきものと考えています。

大阪大学の取組みにつきましては、事業の見直しを推進する仕組みの一つとして情報収集に努めてまいります。

いずれにしましても、引き続き、全ての事務事業評価の結果を広く公表することにより、市民からより多くの意見を頂ける環境づくりを進め、事務事業の現状について説明責任を確保するとともに、市民と情報の共有を図ってまいりたいと考えています。

(意見・要望)

課題等はあるかと思いますが、昨今、大阪大学と様々な形で連携、協力して事業展開をされていますし、若者の政治離れを少しでも解消しようと期日前投票所を大阪大学内に設置する予算も計上されています。若い世代が政治に、しかも豊中市の施策に関心や関わりを持つきっかけになると思いますし、投票率の向上にも繋がるかも知れません。さらに、官学協働の事業として、豊中市のPRにも繋がるかも知れませんので、ぜひ、情報収集から始めていただき、前向きに検討して頂きたいと要望しておきます。

【再任用職員について】

(質問)

再任用職員制度の趣旨、目的をあらためて、教えてください。また、市として再任用職域を設定されていると思いますが、どのような視点や基準で設定されているのでしょうか。さらに、具体的にどのような業務を再任用職域としているのか教えてください。

<答弁>

再任用職員は在職中に培った知識や経験を活かした業務に従事するものと考えております。再任用職員の主な業務としては、多重債務者相談、子育て相談、児童虐待相談などの相談業務、市民への制度説明や問合せ対応などの窓口業務、学校の耐震化や契約工事検査などの技術指導業務、総務や会計をはじめとした内部管理事務があります。

(質問)

今年度の再任用職員の数と再任用職域の数を教えてください。また、ここ数年の再任用職員数と再任用職域数の推移と今後の見込みについて教えてください。

<答弁>

平成26年度の再任用職員数はフルタイム再任用16人を含んで338人、再任用の職域数は421です。再任用職員数の推移は、平成24年度が352人、平成25年度が297人、平成27年度は、平成26年度をやや下回る予定で今後も減少傾向の見込みです。

再任用職域数の推移は、平成24年度が539、平成25年度が441、平成27年度が391です。

(質問)

再任用職員の確保が難しく、臨時職員を代替として充てているケースが増えてきているように思いますが、その弊害はないのでしょうか。もしくは、そもそも再任用職域として予算措置されている部分が多すぎるということなのでしょうか。

<答弁>

再任用職域に再任用職員が配置されなかった場合には、常勤職員や他の再任用職員がその業務を分担しています。再任用職員の代替として採用した臨時職員は、比較的定型的な業務や補助的な業務などに従事しているので業務遂行上の問題は生じていません。

職域については、在職中に培った知識や経験が必要とされる職域を再任用職域として設定していますが、今後、再任用職員数が減少していく見込みの中で、職域の見直しを行っているところです。

(質問)

この機会に、一度、全ての再任用職域の業務について、再任用職員を充てる必要があるのか否かを精査し、再任用職域の適正化を図ってはどうかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

再任用職域の見直しについては、既にそれぞれの職場において業務の内容を精査し、最も効果的・効率的な業務執行体制の構築を図ってきており、引き続き取り組みを進めてまいります。

(意見・要望)

再任用職員の数は今後も減少傾向にありますし、再任用職域の数とのかい離は早急になくして頂きたいと思います。また、現行の全再任用職域について、本当に再任用職員が担うことが最も効果的、合理的かを改めて検証して頂きたいと要望しておきます。

【職員提案制度について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 48には、職員提案制度の事業概要が記されており、「職員や職場の改善実績を広く共有するとともに、新たな発想や視点に立った職員の提案を実現化する取り組み等を進めます。」とあります。実際に、ここ数年で、どのくらいの件数の職員提案があり、そのうち、実現化されたものはどれくらいあるのか教えて下さい。また、実際に実現化された事例もいくつか教えて下さい。

<答弁>

提案の件数は、平成22年度8件、平成23年度11件、平成24年度2件、平成25年度29件、平成26年度35件です。そのうち、実現化した件数ですが、平成22年度1件、平成23年度0件、平成24年度0件、平成25年度2件、平成26年度2件でした。

実現化した事例ですが、庁内情報共有システムの電子キャビネットを活用した照会事務の効率化を図る提案、職員が育児休業等取得後に円滑な職場復帰が出来るよう職場情報の提供や所属長との面談を実施する提案、クリップなどの庁内で使用する文房具について集約ボックスを設置し、新たな消耗品の購入を抑制する提案がありました。

(質問)

職員提案制度において、重要なことは、職員が提案をし易い環境を作り、気軽に提案をして頂くこと、また、提案したことが少しでも実現化されることで、提案意欲の向上につなげることで、さらには、提案された事例や実現化された事例を幅広く広報し、制度の意義を広めることではないかと思えます。これらのことについて、どのような取組みをされてきたのか教えてください。

<答弁>

平成24年度までは、提案資料の作成や二次審査までにかかる事務負担の軽減等が課題としてあげられていました。平成25年度から要綱を見直し、職員が提案しやすい環境づくりを進めた結果、提案件数が増加しています。また、庁内情報共有システムを活用した事業の周知と結果の公表など情報発信と共有に努めるとともに、市長による表彰提案の授賞式開催など、職場や職員の取組みを認め合うことで、職場の活性化や職員の意欲向上につながるよう取組みを進めています。

(意見・要望)

ここ最近、職員提案の件数が大幅に増加していることは、これまでの取組みの成果の表れだと思えますので、高く評価させていただきます。一方で、提案件数は増加していますが、なかなか実現にまでは結びついていないようで、提案意欲の更なる向上のためにも、是非とも、全庁的なアイデアや取組みによって、一つでも多くの提案が実現化されるよう努めて頂きたいと要望しておきます。さらに、職員の方々のアイデアや、そのアイデアを実現化した事例等は、庁内にも、更に市民に対しても広く周知していくことで、職員のモチベーション向上とともに、市民の職員に対する評価にもつながるのではないかと思いますので、提案された事例や実現化された事例の広報、周知にも力を入れて頂ければと思います。また、市長による表彰提案の授賞式も昨年度から始められたそうで、受賞された職員の方々にとっては、とても励みになるとともに、なかなか普段、接したり、話をしたりする機会の持てない市長と懇談できる機会を持てることは、非常に好意的に受け止められているようです。今後も、お忙しいとは思いますが、普段なかなか接する機会のない非管理職職員や若手職員との懇談の機会を特別職の皆さんは積極的にとって頂ければと思います。

(人権文化部)

【非核平和事業について】

(質問)

豊中市一般会計・特別会計事業別予算説明書P. 5に非核平和事業として16万円が計上されています。事業の具体的な内容について教えて下さい。また、来年度は戦後70年という節目の年ですが、何か特別な催しなどは計画されているのでしょうか。

<答弁>

非核平和事業の予算の内訳ですが、毎年8月に平和月間の事業として取組みを行っているパネル展や講演会などを周知するパンフレット等に係る経費や日本非核宣言自治体協議会の負担金となっております。

来年度は、70年前に豊中市が空襲を受けた市内の戦跡、平和にまつわる建造物などをめぐるフィールドワークを6月に行い、8月には戦争に関する写真、遺品などの資料展示を本庁第二庁舎ロビーで行うなど、次世代に語り継ぐ取組みを行ってまいります。

また、日本非核宣言自治体協議会との連携のほか、平和首長会議が被ばく70周年の取組みとして要請している、折り鶴を折り、広島に送るなどの取組みも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

現在、夏休みなどにおける平和学習登校を実施されている小中学校は極めて少ないと伺っています。戦後70年という節目の年でもありますし、例年以上に戦争の記憶や記録を市民に提示、提供して頂き、少しでも当時の情報を風化させることなく、広く市民の知る機会、学ぶ機会を作って頂きたいと思っております。そのためには、広報誌において、特集記事を掲載したり、小中学生に対して、当時の写真や映像を見る機会、当時のことを聞く機会を学校教育の中で盛り込んで頂くなど、他部局との連携や協力も積極的に行って頂きたいと要望しておきます。

(選挙管理委員会)

【投票所のあり方及び投票率の向上について】

(質問)

ここ最近の選挙における投票率について、選挙管理委員会の見解をお聞かせ下さい。若い世代だけでなく、世代に関わらず投票率の低下が見受けられると思いますが、このことが市及び市民に与える影響についてどのように考えておられるのでしょうか。

<答弁>

選挙の投票率については、選挙の種類に関わらず低下傾向が見られます。公職選挙法には、投票率が低いことをもって再選挙の規定がないため、選挙執行に限って言えば、本市及び市民には直接影響がないと考えています。

しかしながら、投票の権利は民主主義の基礎であることから、投票率の向上は課題であると認識しています。

(質問)

選挙管理委員会として、投票率が低下傾向にあることの要因をどのように分析されておられるのでしょうか。また、それらの要因を解消するために、これまでにどのような対応をされてこられたのでしょうか。また、そういった対応をするために、どれだけの人員が関わり、どれだけの税金の支出が伴ってきたのか、教えて下さい。

<答弁>

平成25年度に明るい選挙推進協議会と協働で公民分館文化祭などの参加者約1100人を対象に実施したアンケートでは、投票に行かない主な理由は20歳代では「政治に関心がないから」、40歳代・50歳代では「政治に期待できないから」という回答で、「面倒だから」「投票所が遠いから」という理由を上回りました。

投票率向上の取組みとして、選挙期間中は、広報とよなかへの掲載をはじめ、公用車への広告シート取り付け、まちかねビジョンへの掲載、市内43か所にある防災拠点スピーカーでの呼びかけのほか、ケーブルテレビのCM、阪急バスの車内広告、市内スーパーの店内や駅構内での放送を実施しています。

また、選挙ない時期については、明るい選挙推進協議会と協働で、広報誌「白ばらとよなか」の発行のほか、公民分館文化祭や「はたちのつどい」などでの啓発物品の配布、地域への出前講座、啓発ポスターコンクール入選作品の展示などに取り組んでいる。

これらの取組みに係る人員等について、昨年4月執行の市長及び市議会議員補欠選挙を例に挙げると、選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会との協働で実施し、予算は前年度と今年度をあわせて約172万円の決算見込みであり、他の選挙においても概ね同様です。

(質問)

これまで様々な取組みをされているにもかかわらず、投票率は低下の一途を辿っており、効果が表れていないように思いますが、どのように考えておられるのでしょうか。来年度、

以降、とりわけ、直近に控えた統一地方選挙の投票率向上に向けた新たな取組みを考慮しておられるのでしょうか。

<答弁>

これまでの投票率向上の取組みの効果については、例えば、昨年12月の衆議院議員総選挙の投票率52.64%が大阪府平均50.67%を上回っており、効果が表れていないとは考えていません。

新たな取組みとしては、大阪大学豊中キャンパスへの期日前投票所の設置をはじめ、図書館やとよなか男女共同参画推進センターすてっぷでの本の貸出時に広告レシートの配布、「とよなか産業メルマガ」への投稿などを予定しているほか、今月7日には中央公民館との共催で選挙権獲得の歴史を学ぶ講座を初めて開催しました。

(質問)

投票率が低下傾向である一方、期日前投票者数は増加傾向にあります。期日前投票の意義及び効果について、どのように考えておられるのか教えて下さい。

<答弁>

期日前投票は、投票日に仕事や旅行などで投票所へ行くことが困難な人にとって投票の機会を確保できることから意義があり、最近の選挙において期日前投票者数が投票者数の概ね1割から2割を占めていることから、投票機会の確保の観点において効果があると考えています。

(質問)

期日前投票所の増設と投票率の向上には関係性があると思われるか否か、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

期日前投票者数が増加する一方で、全体の投票者数は低下傾向にある現状では、期日前投票所の増設が投票率向上に結び付くとは考えていません。

(質問)

代表質問において、大阪大学で期日前投票所を設置することで、100人程度の投票者数を見込まれているとのことでした。同時に、駅やスーパー等への期日前投票所の設置に関しては、「費用対効果の観点も含めて研究してまいりたい」との答弁がありました。今回の阪大での期日前投票所の設置については、費用対効果の観点でどのような分析と評価をされたのでしょうか。

<答弁>

本会議での北島委員長の答弁の通り、大阪大学への期日前投票所の設置は投票率向上だけでなく、若者へのPR効果も狙ったものであります。他市に住民票を置いている有権者の不在者投票も受け付けることにより、20歳になって初めてとなる選挙を棄権することが無い

よう投票の機会を確保するとともに、大学内で投票のPRをすることが若者の投票率向上にとって重要であると考えています。

設置費用については、会場の無償提供を受けることになっており、従事者の人件費や本庁との通信費など必要最低限の経費で実施できると考えています。

(質問)

代表質問では、「駅やスーパーなどに期日前投票所を設置することは、有権者にとって利便性が高まり、市民サービスの向上につながると見込まれるが、設置場所の確保や選挙費用の抑制などの課題も多い」との答弁がありました。それでは伺いますが、現在、通常の投票所は何か所あるのでしょうか。また、投票所と期日前投票所でどちらの方が利便性が高いと考えておられるかお聞かせ下さい。

<答弁>

投票所は66か所あります。

投票所について、投票できるのは投票日のみですが、小中学校や集会所など選挙人の概ね徒歩圏内に設置しています。一方、期日前投票所について、投票できるのは立候補届出日の翌日から投票日前日までですが、必ずしも徒歩圏内にはなく、一概にどちらの方が利便性が高いとは言えません。

(質問)

通常の投票所の数と期日前投票所の数のバランスについてどのように考えておられるのでしょうか。また、投票所の設置個所やその数については、どのようにして決められているのでしょうか。

<答弁>

選挙は投票日に投票所で投票するのが原則ですが、投票日に投票所に行くことが出来ない人に対しては、期日前投票や不在者投票などが例外として認められています。本市で設置している期日前投票所は、市役所、庄内文化センター、千里文化センター「コラボ」の中部、南部、北部の3か所で、市内のバランスを考えて設置しています。

投票所の設置場所の決定については、小学校区を基本として選挙人の数や高齢者・障害者への配慮の視点も大切にするとともに、費用対効果を勘案しながら、現在の66か所としています。

(質問)

期日前投票所の数を増やし、通常の投票所の数を減らすことで、選挙費用の抑制と有権者の利便性の向上、市民サービスの向上が見込めると思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

投票所については、先程答弁した通り、減らすことはかなり困難な状況です。また、期日前投票所の数を増やすことについては、設置場所の継続的な確保が不可欠であるとともに、

設置費用について国政選挙や大阪府の選挙であっても、その一部しか交付金の基準額に算定されていないこともあり、やはり困難な状況であります。

(質問)

通常の投票所の数については法律で定められていて、市で削減することが困難ということであれば、投票所の開設時間を減らして、その分を期日前投票所の増設につなげることは考えられないでしょうか。

<答弁>

公職選挙法第40条で、「投票所は午前7時に開き、午後8時に閉じる」と定められており、ただし書きでは『選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り』、開設時間の変更や短縮ができることとなっています。この「特別の事情のある場合」とは、かなり厳格に適用することが求められており、総務省によると「閉鎖時刻を繰り上げることは、まかり間違えれば選挙人の投票の機会を奪うことにもなりかねず、極めて慎重に判断する必要がある」との見解を示しており、閉鎖時刻の繰り上げをしている市区町村について再検討を促しています。

これらを踏まえると、投票所の開設時間の縮減は困難であると考えます。

(質問)

通常の投票所は、一日のみの開設ですが、期日前投票所は土曜日や平日、祝日であっても開かれています。もう少し、通常の投票所と期日前投票所の配置や配置数、開設時間等のあり方を考えていく必要があるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

先程も答弁した通り、投票所の見直しはかなり困難な状況であると考えます。しかしながら、期日前投票所について、有権者にとって利便性の高い場所に設置することは市民サービスの向上につながるが見込まれるため、費用対効果の観点も含めて研究していきたいと考えております。

(意見・要望)

様々な課題や法律の縛りなどもあり、現行の投票所や期日前投票所の設置場所や箇所数を見直すことは難しいようですが、市民の利便性を向上させることは、一定、投票率の低下を抑制する手段となりえると思いますので、引き続き、調査、検討して頂ければと思います。今回、色々と質問させて頂きましたが、投票率の低下は課題であるという認識をお持ちでありながら、投票率の低下の要因、投票に行かない理由である「政治に関心がないから」、「政治に期待できないから」ということに対する明確なアプローチ、解決策を持ち合わせていないように感じました。このことは、選挙管理委員会だけで考え、対策を講じていくものではなく、行政の職員一人一人が、また、私たち議員一人一人が、どうすれば政治に関心のない又は、政治に期待を持たない市民、有権者の意識や認識を変えていけるかという非常に難しい課題に対する解決策を見出していかなければならないのだと思います。

ただ、「選挙に行きましょう」、ただ、「期日前投票やっています」とPRしても、それは啓発ではなく、広報でしかありません。是非、この認識と危機感を持ち、市政に関心や期待感を持って頂ける言葉や働きかけ、仕組みづくりを模索して頂きたいと強く要望しておきます。